

保護者 様

上三川町教育委員会教育長 氷室 清
上三川町立坂上小学校長 鈴木智喜

新型コロナウイルスに係る臨時休業となる場合の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校感染症対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、町内小中学校の児童生徒、または教職員の感染に係る場合の対応につきまして、本町では下記のとおり、統一した対応をすることといたします。ご確認の上、重ねてご理解、ご協力をいただけますようお願いいたします。

また、個人に関わる情報については、お知らせできる内容に限りがありますことをご理解の上、情報の取り扱いについては特段の配慮をお願いします。

記

- 1 保護者：**個人的に医療機関で「新型コロナウイルス検査」(以下、「検査」とする。)を受けた方や保健所の調査で検査を受けた方は、必ず、そして速やかに「学校」にご連絡ください。

臨時休業が必要と判断された場合、学校が臨時休業について、メールでお知らせします。このことをご了解ください。

なお、陽性となった場合の積極的疫学調査において、必要に応じ保健所と学校が連絡先等の個人情報を共有することがありますので、ご了解ください。また、検査が必要な方には、連絡があることをご承知おきください。

- 2 学 校：**保護者からの連絡を受け、町教委と今後の対応を協議します。

臨時休業の日程等が決まり次第、学校から一斉メールで次の①のような内容をお知らせします。

- ① 明日、○月○日を臨時休業とします。なお、詳細は後程改めてメールにてお知らせします。

※陰性となった場合は、学校再開となることを再度メールでお知らせします。

陽性の場合、県の発表（記者会見）後、一斉メールで次の②のような内容をお知らせします。

- ② 本校の児童（生徒、教職員）が新型コロナウイルスに感染しましたので、○日から臨時休業とします。なお、学校再開については、追って連絡させていただきます。なお、学校では、県が発表した内容以上のことはお伝えできないことをご理解ください。(以下、詳細省略)

※検査の状況等により、②のメールのみのお知らせとなることもあります。

※学校再開については、保健所による調査・指導のもと、町教委と協議し、臨時休業期間を決定することになります。

この後も、必要な情報などは一斉メール等でお知らせします。

- 3 その他：**国や県のガイドラインにより、児童生徒、または教職員の感染が判明した場合は、治癒するまで入院や自宅待機、また、濃厚接触者に特定された場合は、陰性においても、2週間の自宅待機となります。

上三川町教育委員会教育総務課
電話 56-9155
上三川町立坂上小学校
電話 56-2074